

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月29日 条例第10号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年3月31日条例第15号 (一部未施行)</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説</p>	<p>○草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月29日 条例第10号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年3月31日条例第15号 (一部未施行)</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説</p>

改正後（案）	現行
<p>明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>第19条～第65条 （略）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同</p>	<p>明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>第19条～第65条 （略）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同</p>

改正後（案）	現行
<p>じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第67条～第78条 （略）</p> <p>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員または当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるととも</p>	<p>じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（<u>法第8条第24項</u>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第67条～第78条 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正後（案）	現行
<p>に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>第79条の2～第105条 （略）</p> <p>第80条第1項 （略）</p> <p>第2項第1号～第5号 （略）</p> <p>(6) 第79条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記</p>	<p>(新設)</p> <p>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第79条の2～第203条 （略）</p> <p>第80条第1項 （略）</p> <p>第2項第1号～第5号 （略）</p> <p>(新設)</p>

改正後（案）	現行
<p>録</p> <p>第 8 1 条～第 8 7 条 （略）</p> <p>第 8 8 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 8 3 条第 1 2 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第 9 4 条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第 8 条第 2 4 項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第 8 9 条～第 1 0 5 条 （略）</p> <p>第 1 0 6 条 削除</p>	<p>第 8 1 条～第 8 7 条 （略）</p> <p>第 8 8 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 8 3 条第 1 2 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第 9 4 条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第 8 条第 2 3 項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第 8 9 条～第 1 0 5 条 （略）</p> <p>第 1 0 6 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員または当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この</p>

改正後（案）	現行
	<p>項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>第107条（略）</p> <p>第108条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第7号（略）</p> <p>(8) <u>次条において準用する第79条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、<u>78条および第79条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「<u>第32条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第101条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、同項および第35条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、ならびに第75条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第73条第2項中「<u>この節</u>」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、<u>第79条第1項中「認知所対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共</p>	<p>第107条（略）</p> <p>第108条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第7号（略）</p> <p>(8) <u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条および<u>第78条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「<u>第32条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第101条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、同項および第35条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、ならびに第75条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第73条第2項中「<u>この節</u>」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共</p>

改正後（案）	現行
<p>同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第111条～第127条（略）</p> <p>第128条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第6号（略）</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第79条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、<u>第79条第1項から第4項まで</u>、第100条、第103条および<u>第105条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項および第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ</p>	<p>同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第111条～第127条（略）</p> <p>第128条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第6号（略）</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、<u>第100条、第103条、第105条および第106条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項および第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ</p>

改正後（案）	現行
<p>るのは「介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「<u>第8章第4節</u>」と、<u>第79条第1項中「認知所対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、<u>地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）</u>に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>るのは「介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「<u>第8章第4節</u>」と、<u>第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第106条第1項中「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、<u>地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）</u>に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>第2項（略）</p> <p>第131条～第148条（略）</p> <p>第149条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第7号（略）</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第79条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、<u>第79条第1項から第4項までおよび第100条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第79条第1項中「認知所対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、</u>「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護</p>	<p>第2項（略）</p> <p>第131条～第148条（略）</p> <p>第149条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第7号（略）</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、<u>第100条および第106条第1項から第4項までの</u>規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、</u>「<u>通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護</p>

改正後（案）	現行
<p>老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、<u>地域密着型施設サービス計画</u>（<u>法第8条第22項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>第2項、第3項（略）</p> <p>第152条～第176条（略）</p> <p>第177条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第6号（略）</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第79条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、<u>第77条および第79条第1項から第4項までの規定は</u>、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「<u>第32条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第169条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡</p>	<p>老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、<u>地域密着型施設サービス計画</u>（<u>法第8条第21項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>第2項、第3項（略）</p> <p>第152条～第176条（略）</p> <p>第177条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第6号（略）</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、<u>第77条および第106条第1項から第4項までの規定は</u>、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「<u>第32条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第169条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡</p>

改正後（案）	現行
<p>回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、<u>第79条第1項中「認知所対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第179条～第189条 （略）</p> <p>第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、<u>第79条第1項から第4項まで</u>、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定</p>	<p>回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、<u>第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第179条～第189条 （略）</p> <p>第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、<u>第106条第1項から第4項まで</u>、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、</p>

改正後（案）	現行
<p>期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第10章第5節」と、<u>第79条第1項中「認知所対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるも</u></p>	<p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第10章第5節」と、<u>第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「活動状況」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とある</u></p>

改正後（案）	現行
<p>のとする。</p> <p>第191条～第201条（略）</p> <p>第202条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第9号（略）</p> <p>(10) 次条において準用する第79条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、<u>第79条</u>、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、<u>第101条から第105条までおよび第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項および第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第79条第1項中「<u>認知所対応型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動</u></p>	<p>のは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第191条～第201条（略）</p> <p>第202条第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第9号（略）</p> <p>(10) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、<u>第78条</u>、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条および第101条から第107条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項および第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあり、<u>ならびに第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」</u>とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

改正後（案）	現行
<p><u>状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	

草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第11号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月29日 条例第11号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年3月31日条例第16号 (一部未施行)</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第9条 (略) (利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型</p>	<p>○草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月29日 条例第11号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年3月31日条例第16号 (一部未施行)</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第9条 (略) (利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型</p>

改正後（案）	現行
<p>共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。）もしくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者で</p>	<p>共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（<u>法第8条第24項</u>に規定する介護保険施設をいう。）もしくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者で</p>

改正後（案）	現行
<p>なければならない。</p> <p>第11条～第39条（略） （地域との連携等）</p> <p>第40条 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>第11条～第39条（略） （地域との連携等）</p> <p>第40条（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営</u></p>

改正後（案）	現行
<p>に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第41条 第1項 （略）</p> <p>第2項第1号～第5号 （略）</p> <p><u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>第42条～第62条 （略）</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第63条 <u>削除</u></p>	<p>に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第41条 第1項 （略）</p> <p>第2項第1号～第5号 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第42条～第62条 （略）</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第63条 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員または当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法</u></p>

改正後（案）	現行
	<p><u>第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に</u></p>

改正後（案）	現行
<p>第64条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第65条 第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第7号（略）</p> <p>(8) <u>次条において準用する第40条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>（準用）</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条および第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）<u>から第40条の規定は</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第29条第3項および第33条中「介</p>	<p><u>居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第64条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第65条 第1項（略）</p> <p>第2項第1号～第7号（略）</p> <p>(8) <u>第63条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>（準用）</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条および第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）<u>および第39条の規定は</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第29条第3項および第33条中「介</p>

改正後（案）	現行
<p>護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、<u>第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第67条～第85条（略） （記録の整備）</p> <p>第86条 第1項（略） 第2項第1号～第6号（略）</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第40条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）<u>から第40条</u>、第57条、第60条および<u>第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第67条～第85条（略） （記録の整備）</p> <p>第86条 第1項（略） 第2項第1号～第6号（略）</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第63条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）<u>および第39条</u>、第57条、第60条、<u>第62条および第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応</p>

改正後（案）	現行
<p>従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第88条～第91条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第88条～第91条（略）</p>